

養子縁組の申立てについて

東京家庭裁判所
東京家庭裁判所立川支部

はじめに

未成年後見人（以下「後見人」といいます。）が、未成年被後見人（以下「被後見人」といいます。）と養子縁組をするには、①家庭裁判所に「後見人と被後見人間の養子縁組許可」の申立てをし、その許可を得る必要があります。また、②孫と祖父母など直系尊属との養子縁組を除き、「未成年の養子縁組許可」も必要です。さらに、③被後見人が15歳未満でかつ後見監督人が選任されていない場合、後見人と被後見人の利益が相反するため、「特別代理人選任」の申立てが必要となります。

申立てに当たって必要なもの

- 申立書
- 収入印紙 上記①～③1件につき800円（申立書にはる。）
- 郵便切手 880円分（110円切手8枚）

（申立人（後見人）と被後見人について）

今までに提出されている書類と身分事項に変動がない場合

戸籍謄本、住民票等の提出は不要です。その場合は、「縁組を求める具体的な理由」欄に「申立人及び被後見人の身分事項に変動はない。」と記載して下さい。

身分事項に変動がある場合

- 戸籍謄本、住民票

（特別代理人候補者について）

- 本籍の記載がある住民票

※ 上記書類以外に裁判所から書類の追完指示をする場合がありますので、速やかに提出して下さい。